

令和4年 第4回 上富田町農業委員会会議録

下記日程のとおり、上富田町農業委員会総会を招集した。

1. 開催日時 令和4年4月11日 午前9時00分～
2. 開催場所 上富田町役場 大会議室（2階）
3. 出席委員 （8名）

1番	前地 孝俊	2番	小倉 紳示	3番	森 隆
4番	田上 彰伸	5番	出羽 郁子	6番	田中 允雄
7番	山本 哲也	8番	山本 善吾		
4. 欠席委員 （0名）
5. 議事日程
6. 報告 第1号 農地使用貸借の合意解約通知について
議案 第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について
議案 第2号 非農地証明願いについて
議案 第3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案 第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
7. 農業委員会事務局職員 局長 吉田 忠弘 農地主事 大橋 一輝
8. 議事内容 次のとおり

開会 議長	<p>定刻になりましたので、ただいまより令和4年第4回上富田町農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>定足数に達していますのでこれより会議を開催します。</p> <p>会期はただいまより午後5時00分までと致したいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p>
全員	「異議なし。」
議長	<p>ご異議なしとのことでございます。</p> <p>会期はただ今より午後5時00分までとさせていただきます。</p> <p>本日の署名委員さんは、2番 小倉 紳示委員 3番 森 隆委員 よろしくお願ひ致します。</p> <p>それでは、議事日程に従って進めてまいりたいと思います。</p>
議長	報告第1号「農地使用貸借の合意解約通知について」事務局より説明願ひます。
事務局	<p>報告第1号「農地使用貸借の合意解約通知について」</p> <p>下記の届出により農地使用貸借に伴う合意解約通知があったので報告する。</p> <p>令和4年4月11日提出 上富田町農業委員会会長 山本 善吾</p> <p>番号1</p> <p>農地の所在 ○○字○○ ○○番○○です。</p> <p>地目 登記簿、現況ともに「畑」です。</p> <p>農振区分 農用内です。</p> <p>合計面積 6,423 m²のうち3,656 m²</p> <p>貸付人 ○○○○氏、○○市○○ ○○番地○○です。</p> <p>借受人 公益財団法人 和歌山県農業公社、和歌山市茶屋ノ丁2-1です。</p> <p>解約届出日、解約成立日、土地引渡時期はすべて令和4年4月1日です。</p> <p>梅です。</p>
議長	それでは、報告第1号番号1につきまして、ご意見、ご質疑はありませんか。
議長	（「異議なし。」の声あり。）
議長	「異議なし。」とのことでございますので、報告どおりといたします。

議長

続いて、議案第1号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権貸借）」事務局より説明願います。

事務局

議案第1号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権貸借）」

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。

令和4年4月11日提出 上富田町農業委員会会長 山本善吾

番号1

農地の所在 ○○字○○ ○○番○○です。

地目 登記簿、現況ともに「田」です。

農振区分 農用内です。

面積 559 m²です。

権利種別 使用貸借です。

利用権を設定する者 ○○○○氏、○○町○○ ○○番地○○です。

経営面積は明記のとおりです。

利用権の設定を受ける者 公益財団法人 和歌山県農業公社、和歌山市茶屋ノ丁2-1

経営面積は明記のとおりです。

利用目的 田です。

期間 6年間です

水稻です。

番号2

農地の所在 ○○字○○ ○○番○○です。

地目 登記簿、現況ともに「田」です。

農振区分 農用内です。

合計面積 1,762 m²です。

権利種別 使用貸借です。

利用権を設定する者 ○○○○氏、○○町○○ ○○番地○○です。

経営面積は明記のとおりです。

利用権の設定を受ける者 公益財団法人 和歌山県農業公社、和歌山市茶屋ノ丁2-1

経営面積は明記のとおりです。

利用目的 田です。

期間 6年間です

水稻です。

番号3

農地の所在 ○○字○○ ○○番○○です。

地目 登記簿、現況ともに「畑」です。

農振区分 農用内です。

面積 1,156 m²です。

権利種別 使用貸借です。

利用権を設定する者 ○○○○氏、○○町○○ ○○番地○○です。

経営面積は明記のとおりです。

利用権の設定を受ける者 公益財団法人 和歌山県農業公社、和歌山市茶屋ノ丁2-1

経営面積は明記のとおりです。

利用目的 畑です。

期間 5年6ヶ月間です

みかんです。

番号4

農地の所在 ○○字○○ ○○番○○です。

地目 登記簿、現況ともに「田」です。

農振区分 農用内です。

合計面積 2,306 m²です。

権利種別 使用貸借です。

利用権を設定する者 ○○○○氏、○○町○○ ○○番地○○です。

経営面積は明記のとおりです。

利用権の設定を受ける者 公益財団法人 和歌山県農業公社、和歌山市茶屋ノ丁2-1

経営面積は明記のとおりです。

利用目的 田です。

期間 6年間です

水稻です。

補足説明します。

今月は、その他、利用権の再設定は1件ありました。

新規の利用権設定計画はこの4件のみです。

また、計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしております。

以上です

議長

それでは、議案第1号番号1について、ご意見、ご質疑ございませんか。

(「異議なし。」の声あり。)

議長 意義なしとのことですので、「可」と決定してよろしいでしょうか。

全員 「異議なし」。

議長 それでは「可」と決定いたします。
続いて、議案第1号番号2について、ご意見ご質疑ございませんか。

(「異議なし。」の声あり。)

議長 意義なしとのことですので、「可」と決定してよろしいでしょうか。

全員 「異議なし」。

議長 それでは「可」と決定いたします。
続いて、議案第1号番号3について、ご意見ご質疑ございませんか。

(「異議なし。」の声あり。)

議長 意義なしとのことですので、「可」と決定してよろしいでしょうか。

全員 「異議なし」。

議長 それでは「可」と決定いたします。
続いて、議案第1号番号4について、ご意見ご質疑ございませんか。

(「異議なし。」の声あり。)

議長 意義なしとのことですので、「可」と決定してよろしいでしょうか。

全員 「異議なし」。

議長 それでは「可」と決定いたします。

議長 続いて、議案第2号「非農地証明願いについて」事務局より説明願います。

事務局

議案第2号「非農地証明願いについて」

下記の農地について、「農地法第2条の農地でない旨の証明願い」があったので、審議願いたい。

令和4年4月11日提出 上富田町農業委員会会長 山本善吾

番号1

農地の所在 ○○字○○ ○○番○○です。

地目 登記簿は「田」、現況「休耕地」です。

面積 1,883 m²です。

権利種別 非農地証明です。

所有者 ○○○○氏、○○市○○ ○○番地の○○です。

非農地の事由 約40年前に相続により祖父が所有者となったが、遠方に居住しており耕作できず、その状態が続き現在に至ったとのことです。

証明者 近隣住民の○○○○さん、農業委員の前地孝俊さんです。

位置図は8頁です。

番号2

農地の所在 ○○字○○ ○○番○○です。

地目 登記簿は「畑」、現況「山林」です。

面積 753 m²です。

権利種別 非農地証明です。

所有者 ○○○○氏、○○町○○ ○○番地の○○です。

非農地の事由 約50年前に養父が植林を行い、現在に至ったとのことです。

証明者 近隣住民の○○○○さん、農業委員の山本哲也さんです。

位置図は9頁です。

以上です。

議長

それでは、現地調査の結果報告をお願いします。

6番

6番 田中、現地調査の結果を報告します。

議案第2号「非農地証明願いについて」

番号1

農地の所在 ○○字○○ ○○番○○ 面積1,883 m²です。

地目は、登記簿は「田」、現況は「休耕地」です。

約40年前より所有者が遠方に居住しており耕作できず、現在に至ったとのことです。

近隣住民と、前地孝俊委員からの証明があります。

現場を確認したところ、定期的に草刈りされており、農地以外のものになっていると

は言い難く、雑草を除去し耕起すれば農地として利用することは可能であることから、現地では「否」としています。

番号2

農地の所在 ○○字○○ ○○番○○ 面積753㎡です。

地目は、登記簿は「畑」、現況は「山林」です。

約50年前に養父が植林を行い、現在に至ったとのこと。

近隣住民と、山本哲也委員からの証明があります。

現場を確認したところ、完全に山林化していることから、現地では可としています。

以上です。

議長

ありがとうございました。

それでは、議案第2号番号1につきまして、ご意見ご質疑ございませんか。

7番

7番 山本。農地班による現地調査において「否」としているため、事務局より補足説明等、もう少し詳しく現場の状況を教えて頂きたい。

事務局

40年前よりその土地を農地として活用していなかったが、近隣の住民が、草刈り等の維持管理を行っていたと思われる。現地調査に訪れた際には草刈りも少し前に行われていた様子で、耕起すれば農地に戻すことができるような土地であった。

6番

6番 田中。過去、非農地証明として申請された土地は完全に山林化されている。今回申請された土地に関しては、除草もされており、手を加えればいつでも耕作できるような状態である。よって、今回の申請地を可と決定すると、他の田でも非農地証明ができてしまうので今回の現地調査では「否」としました。

議長

ありがとうございました。他にご意見ご質疑ございませんか。

2番

2番 小倉。先ほどの説明の中で、草刈りについては近隣の住民の方がされているのではないかという意見があったが、これについては有償、無償どちらか。

局長

有償、無償の確認はできていない。田の半分くらいまで草を刈っている状況。

2番

誰が草刈りを実施しているのか分かるか？

局長

分からない。

議長	他にご意見ご質疑ございませんか。
2番	2番 小倉。現場での判断が正しいと思うが、今後の方向性として、利用権の設定等があるのであれば「否」でいいと思うが、今後の方向性が決定していない中で一方的に「否」としてもよいのか。申請者も農地を今後どのようにしていけばいいのか分からないのでは。
局長	申請者に話を伺うと、今回、申請地が農地から外れたら、すぐに売却して別の用途にする計画がありそうな状況です。そのため非農地として可とすると、今後もこのような事例を作ってしまうことになる。正式に農業振興地域から外して、農用地以外のものを使うという手続きを踏んで頂いて、県の同意を得られた後に農地転用という方向に持っていきたい。
2番	今後申請者にそのような話を提案されるということか。
局長	そうです。
議長	他にご意見ご質疑ございませんか。 無いようですので、議案第2号番号1について「否」と決定してよろしいでしょうか。
全員	(「異議なし。」の声あり。)
議長	それでは「否」と決定いたします。 続いて、議案第2号番号2について、ご意見、ご質疑ございませんか。
全員	(「異議なし。」の声あり。)
議長	異議なしとのことでございますので、「可」と決定してよろしいでしょうか。
全員	「異議なし」。
議長	それでは「可」と決定いたします。
議長	----- 続いて、議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」事務局より説明願います。
事務局	議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」

農地法第3条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議願いたい。
令和4年4月11日提出 上富田町農業委員会会長 山本善吾

番号1

農地の所在 ○○字○○ ○○番○○です。

地目 登記簿は「畑」、現況は「田」です。

農振区分 農用内です。

面積 262 m²です。

権利種別 3条有償移転です。

譲渡人 ○○○○氏、○○町○○ ○○番地○○です。

経営面積 明記のとおりです。

申請事由 農業経営規模を縮小するためとのことです。

譲受人 ○○○○氏、○○町○○ ○○番地○○です。

経営面積 明記のとおりです。

申請事由 転用により減少する面積を補填するためとのことです。

水稻です。

以上です。

議長

それでは、議案第3号番号1について、ご意見、ご質疑ございませんか。

(「異議なし。」の声あり。)

議長

異議なしとのことでございますので、「可」と決定してよろしいでしょうか。

全員

「異議なし」。

議長

それでは「可」と決定いたします。

議長

続いて、議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」事務局より説明願います。

事務局

議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」

農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議願いたい。

令和4年4月11日提出 上富田町農業委員会会長 山本善吾

番号1

農地の所在 ○○字○○ ○○番○○です。

地目 登記簿、現況ともに「畑」です。

面積 724 m²です。

権利種別 所有権移転です。

譲渡人 ○○○○氏、○○町○○ ○○番地○○、○○です。

譲受人 ○○○○氏、○○市○○ ○○番地○○、○○です。

転用目的 分譲住宅です。

施設等 2階建6棟 建築面積317.94 m² 公園75.17 m² 道路・駐車場等1,069.89 m²

転用理由 譲渡人は農地の管理が困難となっていたところ、上富田町で分譲住宅用地を探していた譲受人と話がまとまり、本申請に至ったとのことです。

隣接農地同意は、○○○○氏・○○○○氏・○○○○氏です。

水利組合同意は、○○水利組合です。

盛土は最大0.7mです。

汚水及び雑排水は農業集落排水へ接続とのことです。

雨水は町道横断溝を新設し、既設水路へ放流とのことです。

位置図は10頁です。

番号2

農地の所在 ○○字○○ ○○番○○です。

地目 登記簿、現況ともに「田」です。

面積 739 m²です。

権利種別 所有権移転です。

譲渡人 ○○○○氏、○○町○○ ○○番地○○、○○です。

譲受人 ○○○○氏、○○市○○ ○○番地○○、○○です。

転用目的 分譲住宅です。

施設等 2階建6棟 建築面積317.94 m² 公園75.17 m² 道路・駐車場等1,069.89 m²

転用理由 譲受人は当該地と番号1を一体で造成する計画を立て、譲渡人に申し出たところ話がまとまり、本申請に至ったとのことです。

隣接農地同意は、：○○○○氏・○○○○氏・○○○○氏です。

水利組合同意は、○○水利組合です。

盛土は最大0.7mです。

汚水及び雑排水は農業集落排水へ接続とのことです。

雨水は町道横断溝を新設し、既設水路へ放流とのことです。

位置図は10頁です。

番号3

農地の所在 ○○字○○ ○○番○○です。

地目 登記簿、現況ともに「田」です。

面積 1,429 m²です。

権利種別 所有権移転です。

譲渡人 ○○○○氏、○○市○○ ○○番地○○、○○です。

譲受人 ○○○○氏、○○町○○ ○○番地○○、○○です。

転用目的 資材置場です。

施設等 露天材置場 1,429 m²

転用理由 譲渡人は遠方に居住しており農地の管理が困難となっていたところ、上富田町内で資材置場用地を探していた譲受人と話がまとまり、本申請に至ったとのことです。

隣接農地同意は、：○○○○氏・○○○○氏・○○○○氏・○○○○氏・○○○○氏です。

水利組合同意は、○○水路組合です。

盛土は最大 0.8m です。

汚水及び雑排水は発生しないとのことです。

雨水は自然浸透とのことです。

位置図は 11 頁です。

補足説明します。

番号 1・2 の申請地については、水道、下水道管が埋設されている道路の沿道の区域で、かつ、概ね500m以内に 2 以上の公共施設又は公益的施設があることから、第 3 種農地と判断しました。

番号 3 の申請地については、農業振興地域の農用地外で、甲種、第 1 種、第 3 種農地以外の農地であり、中山間に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断しました。

また、書類を精査したところ、農地法第 5 条第 2 項の各号の許可できない基準には、該当していないため、許可の基準要件のすべてを満たしています。

精査内容は、「資力・信用」「計画面積の妥当性や土地の利用見込み」「転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況」「転用行為の確実性」「関係機関との協議進捗状況」また、「周辺農地等に係る営農条件への支障の有無」などを見ても問題はなく、許可要件のすべてを満たしています。

以上です。

議長

それでは、現地調査の結果報告をお願いします。

6 番

6 番 田中、現地調査の結果を報告します。

議案第 4 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」

番号 1 農地の所在 ○○字○○ ○○番○○ 面積 7 2 4 m²です。

地目は、登記簿、現況ともに「畑」です。

転用目的は、分譲住宅です。

農地の管理が困難となっていた譲渡人と、分譲住宅用地を探していた譲受人との間で話がまとまり、本申請に至ったとのことです。

隣接農地の同意はすべて得ており、水利組合の同意もあります。

盛土は最大0.7mです。

汚水及び雑排水は農業集落排水へ接続。

雨水は町道横断溝を新設し、既設水路へ放流とのことです。

よって、現地では可としています。

番号2 農地の所在 ○○字○○ ○○番○○ 面積739㎡です。

地目は、登記簿、現況ともに「田」です。

転用目的は、分譲住宅です。

譲受人は分譲住宅への転用を計画し、譲渡人に申し出たところ話がまとまり、本申請に至ったとのことです。

隣接農地の同意はすべて得ており、水利組合の同意もあります。

盛土は最大0.7mです。

汚水及び雑排水は農業集落排水へ接続。

雨水は町道横断溝を新設し、既設水路へ放流とのことです。

よって、現地では可としています。

番号3 農地の所在 ○○字○○ ○○番○○ 面積1,429㎡です。

地目は、登記簿、現況ともに「田」です。

転用目的は、資材置場です。

農地の管理が困難となっていた譲渡人と、資材置場用地を探していた譲受人との間で話がまとまり、本申請に至ったとのことです。

隣接農地の同意はすべて得ており、水利組合の同意もあります。

盛土は最大0.8mです。

汚水及び雑排水は発生しません。

雨水は自然浸透とのことです。

よって、現地では可としています。

以上です。

議長

ありがとうございました。

それでは、議案第4号番号1から2については一体の転用であるため、一括で審議したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり。)

議長	異議なしとのことですので、「可」と決定してよろしいでしょうか。
全員	「異議なし」。
議長	<p>それでは「可」と決定いたします。</p> <p>続いて、議案第4号番号3について、ご意見、ご質疑ございませんか。</p> <p>(「異議なし。」の声あり。)</p>
議長	異議なしとのことですので、「可」と決定してよろしいでしょうか。
全員	「異議なし」。
議長	それでは「可」と決定いたします。

議長	提出された議案が全て終わりましたが、何かございませんか。
	(「異議なし。」の声あり。)
議長	ないということですので、農業委員会の総会を閉会したいと思います。
	閉会
	令和4年4月11日
	この議事録については、事務局 大橋 一輝 が記録した。
	<p style="text-align: center;">会 長 _____</p>
	<p style="text-align: center;">署名委員 <u>2番</u> _____</p>
	<p style="text-align: center;"> <u>3番</u> _____</p>

※署名については、別紙原本にて行っています。